令和元年5月16日自由民产,党交通安全对策特别委員会·内閣第一部会·国土交通部会合

学校における交通安全教育と 通学路交通安全の確保について



学校における交通安全教育

●文部科学省交通安全業務計画(交通安全対策基本法第24条第1項)

「学校においては、(中略) 交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場 を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域 の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。1

●(国) 第2次学校安全の推進に関する計画(学校保健安全法第3条第2項)

施策目標5「全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。」※安全教育=交通安全教育、防災教育、防犯教育等

●(学校)学校安全計画、危機管理マニュアル(学校保健安全法第27条、第29条)

各学校において、学校の安全に関する取組に関する年間計画(学校安全計画)、危険発生時に教職員がとるべき措置の内 容・手順を定めたマニュアル(危機管理マニュアル)の策定を義務付け。

交通安全教育に係る指導者の養成



○学校安全指導者養成研修

→各都道府県・指定都市等の指導者(リーダー) を養成 ※都道府県等の指導主事が参加





- ○学校安全教室推進事業(委託事業)
- ○都道府県等が独自で実施する研修
- →各学校の中核となる教職員を養成



平成30年度 改訂

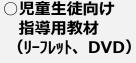
○教職員向け

学校安全資料 (冊子、DVD)















学習指導要領を踏まえた交通安全教育の推進

○安全に関する指導⇒体育科(保健体育科)、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的 な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う

(例)体育科(保健体育科)において学校段階に応じて身に付けるべき事項の例

【幼稚園等】

○交通安全の習慣を 身に付けるように すること

【小学校】

○交通事故や身の回りの生活の危 険が原因となって起こるけがの防 止には、周囲の危険に気づくこと、 的確な判断の下に安全に行動する こと、環境を安全に整えることが 必要であることを理解すること

【中学校】

- ○交通事故や自然災害などによる傷害は、 人的要因や環境要因などが関わって発生 することについて理解を深めること
- ○交通事故等による傷害の多くは安全な行 動、環境の改善によって防止できること について理解を深めること

【高等学校】

○交通事故を防止するには、車両の特性の理 解、安全な運転や歩行など適切な行動、自 他の牛命を尊重する態度、交通環境の整備 が関わること。また、交通事故には責任や 補償問題が生じること。(二輪車や自動車 を中心に取り上げるものとする)



文部科学省

通学路交通安全の推進

登下校中の安全確保のための方策の実施状況

安全確保のための 方策を取っている学校				
		集団登下校	ボランティア等による 同伴又は見守り	スクールパス
小学校	97. 0%	63. 1%	89. 4%	15. 7%
中学校	70. 2%	10. 4%	57. 5%	15. 5%
幼稚園	97. 6%	10.8%	79. 0%	55. 4%

通学路交通安全プログラムの推進

- ●平成24年4月 京都府亀岡市交通事故(児童・保護者3名死亡,7名負傷)
- ●教育委員会・学校・道路管理者・警察による小学校の**通学路の緊急合同 点検を実施**(平成24年5月30日文・国・警通知)(<u>対策必要箇所</u> 74,483箇所)
- ●文科省、国交省、警察庁が連携して、これらの対策必要箇所を毎年度フォローアップするとともに、地域における継続的な取組として「通学路 交通安全プログラム」に基づく通学路の交通安全の推進体制を構築(平成25年12月6日文・国・警通知)

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況(29年度末)					
対策必要箇所への対応	対策済み 72,238箇所(97.0%)				
推進体制の構築	構築済み1,680市町村(97.5%)				

(参考) 関連する文部科学省の取組

学校安全総合支援事業

- ●学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での学校間、関係機関の連携を促進する取組を支援。当該地域をモデルとした取組を都道府県内に展開。
- ●通学路交通安全プログラムに基づいた学校と地域の関係機関が連携する地域の取組についても支援。

モデル地域の取組

市町村 教育委員会

- ・モデル地域の実践の共有と
- ·各学校の取組や連携促進 等に係る指導·助言 等

・カリキュラム・マネジメントの視点を 踏まえた安全教育の充実

・組織的取組による安全管理の充実・PDCAサイクルに基づく検証・改義



外部専門家等 による助言等

具体的な取組内容

<推進体制の構築>

市町村ごとに教育委員会、学校、PTA、警察、道路 管理者などの関係者を構成員とする協議会を設置。

- <基本的方針(通学路交通安全プログラム)の策定>
- ●合同点検の実施方針 定期的な合同点検の実施時期、実施体制、実施方法等を定める
- ●通学路安全点検のためのPDCAサイクルの実施方針 合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、 それを踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り 返し実施することを取組の基本的な考え方として定める。









4

大津市での事故を受けた対応

- ●5月10日付で全国の教育委員会等に対し、改めて幼稚園における安全管理について周知徹底。
- ●各都道府県等の安全教育担当者を集めた会議で改めて交通事故防止を周知、対策促進。

事務連絡

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 御中

> 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課 初等中等教育局 幼児 教育課 初等中等教育局特別支援教育課

幼稚園及び特別支援学校幼稚部の安全管理の徹底について

児童生徒等の安全確保につきましては、これまでも格段の御尽力をいただいていると ころです。この度、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなる という大変痛ましい事故が発生しました。

幼稚園及び特別支援学校幼稚部(以下「幼稚園等」という。)においても、安全管理の 徹底に向けて改めて取り組んでいただきますようお願いします。

文部科学省としては、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月改訂2版)を作成、配布しているところであり、その中で、幼稚園等における安全管理の留意点として、①教職員の役割の理解・役割分担、②園外保育、③遊難訓練・研修、④安否確認、⑤保護者との連携等について留意点を示しているところです(第3章第6節1 幼稚園等における主な留意点、2 特別支援学校等における主な留意点)。また、通学の安全管理については、通学路の設定や通学路の安全確保における注意点を示しています(別表3 通学の安全管理)。

また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第29条により、幼稚園等を含む学校は「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」の作成が義務付けられておりますが、文部科学省では、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)において「交通事故への対応」を示しているところです(第3章3-5)交通事故への対応)。

各幼稚園等においては、上記資料を参考にしていただきながら、各幼稚園等で策定・ 作成した「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を基に、児童生徒等の命を脅かす事件・ 事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知 徹底等を行い、引き続き幼稚園の安全確保に万全を期すようお願いいたします。また、 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」については、適宜見直し、必要に応じて改定し ていただくようお願いいたします。

また、幼稚園教育要領(平成29年3月告示)及び特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月告示)においては、安全に関する指導について掲げておりますが、幼稚園等における安全指導についても着実に行っていただきますようお願いしたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園等及び域内の市町村教

育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、幼稚園 等に対して、国公立大学担当課におかれては附属の幼稚園等に対して、周知されるよう お願いいたします。

【参考資料】

- 1 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(主な記載箇所:第3章第6節1、2) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314 02.pdf
- 2 学校の危機管理マニュアル作成の手引(主な記載箇所:第3章3-5)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm

3 幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

【問合せ先】

- ●幼稚園教育要阐閱係及び特別支接学校幼稚部教育要領関係以外 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 交通安全・防犯教育係 tel: 03-5253-4111 (2695) fax: 03-6734-3794
- ●幼稚園教育要領関係 初等中等教育局 幼児教育課 指導係 tel:03-5253-4111 (2736) fax:03-6734-3736
- ●特別支援学校幼稚部教育要領関係 初等中等教育局 特別支援教育課指導係

tel: 03-5253-4111 (3716) fax: 03-6734-3737

参考資料

児童生徒等の交通事故死者数・負傷者数の推移

警察庁交通局「交通統計」を基に文科省作成 (人) 児童生徒等の交通事故死者数の推移 200 194 → 就園児 — 小学生 — 中学生 — 高校生 — 合計 **#** 87 ※合 150 ×高校生 38 ■小学生 26 ◆就園児 13 109 10 100 45 50 24 0 16 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年 29年 (人) 児童生徒等の交通事故負傷者数の推移 110,000 → 就園児 → 小学生 → 中学生 → 高校生 100,000 98.582 **#** 49.513 90,000 ×高校生 18.698 80,000 ■小学生 17,103 70.000 △中学生 9,097 ◆就園児 60.000 4,615 50.000 36.447 40.000 30,000 18.057 20,000 10,000 8.740 0

24年

25年

26年

27年

19年

20年

22年

21年

23年

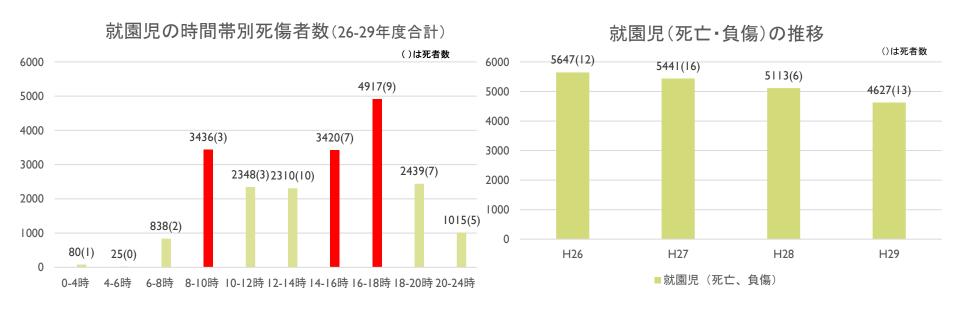
28年

29年

児童生徒等の交通事故の現状

幼児(就園児)の交通事故の特徴

- ●時間帯では、16~18時台が多く、次いで8~10時台、14~16時が多い。
- ●幼児(就園児)の死亡・重傷者数は長期的には減少傾向。



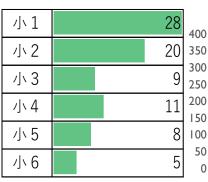
児童生徒等の交通事故の現状

警察庁交通局「歩行中児童の交通事故の特徴等について」(H31.3.28)を基に文科省作成

小学生の交通事故の特徴

- ●低学年に歩行中の交通事故が多い。
- ●月別では、4月~6月と10月・11 月が多い。時間帯では、15~17時台 が多く、次いで7時台が多い。
- ●小学生の死亡・重傷者数は長期的 には減少傾向。

歩行中の死者数 (26~30年合計、単位:人)



小学生歩行中の発生月別 死者・重傷者数



小学生歩行中の時間帯別死者・重傷者数



小学生の歩行中死亡・重傷者数の推移



学習指導要領における交通安全教育

幼稚園教育要領(平成29年3月)における記載

幼稚園教育要領(平成29年3月)抜粋

第2章 ねらい及び内容

健康

- 3 内容の取扱い
 - (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全について の構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深める ようにすること。また、<u>交通安全の習慣を身に付けるようにする</u>とともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

【幼稚園教育要領解説(抄)】

(10) 危険な場所, 危険な遊び方, 災害時などの行動の仕方が分かり, 安全に気を付けて行動する。

幼稚園生活の中で,危険な遊び方や場所,遊具などについてその場で具体的に知らせたり,気付かせたりし,状況に応じて安全な行動が とれるようにすることが重要である。さらに,<mark>交通安全</mark>の指導や避難訓練などについては,長期的な見通しをもち,計画的に指導すると同 時に,日常的な指導を積み重ねることによって,安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていくことも重要 である。

(中略)

また、幼児にとって、交通安全の習慣を身に付けること、災害時の行動の仕方や様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けることは、安全な生活を送る上で是非とも必要なことである。安全な交通の習慣や災害、あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方などについては、幼稚園のある地域の特徴を理解し、それに対応した内容を計画的に指導するとともに、幼稚園全体の教職員の協力体制や家庭との連携の下、幼児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。



学習指導要領における交通安全教育

小学校学習指導要領(平成29年3月告示第63号)における記載例

【体育】

[第5学年及び第6学年]

2 内容

G 保健

- (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止について理解するとともに、 けがなどの簡単な手当をすること。
 - (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。
 - (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。
 - イけがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

【小学校学習指導解説(抄)】

- (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止
- ⑦ 毎年多くの交通事故や水の事故が発生し、けがをする人や死亡する人が少なくないこと、また、学校生活での事故や、犯罪被害が発生していることを理解できるようにするとともに、これらの事故や犯罪、それらが原因となるけがなどは、人の行動や環境が関わって発生していることを理解できるようにする。
- ① <u>交通事故や身の回りの生活の危険</u>が原因となって起こるけがを防止するためには、周囲の状況をよく見極め、危険に早く気付いて、的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを理解できるようにする。その際、交通事故の防止については、道路を横断する際の一時停止や右左の安全確認などを、学校生活の事故によるけがの防止については、廊下や階段の歩行の仕方、運動場などでの運動や遊び方などを、犯罪被害の防止については、犯罪が起こりやすい場所を避けること、犯罪に巻き込まれそうになったらすぐに助けを求めることなどを取り上げるようにする。なお、心の状態や体の調子が的確な判断や行動に影響を及ぼすことについても触れるようにする。
- ⑦ 交通事故, 水の事故, 学校生活の事故や, 犯罪被害の防止には, <mark>危険な場所の点検などを通して</mark>, 校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど, 安全な環境をつくることが必要であることを理解できるようにする。その際, 通学路や地域の安全施設の改善などの例から, 様々な安全施設の整備や適切な規制が行われていることにも触れるようにする。

